

①今回分かったこと

- 事象1 濃厚接触者と保健所が判断したらPCR検査を受けられる、「不安だから」では受けられない
- 事象2 感染疑いから周囲の検査が白黒つくまで4日以上かかることがありその状況で変化する。
(感染疑い時点で各務原市役所介護保険課施設指導課には一報を入れてほしい)
- 事象3 利用者さん職員さんのPCR検査は保健所に行かなきゃならない(発生事業所での移動調整が必要)
- 事象4 同日の利用者は、高年齢、基礎疾患有り、マスクを常時出来ない、接触状況が不確定のため濃厚接触者とみなされる
- 事象5 濃厚接触者(別添①)は、検査陰性であっても、保健所の指示に基づき、接触日を0日として2週間は自宅待機、健康観察、保健所へ毎日の報告が必要
- 事象6 陽性が確定した後の消毒は、保健所の指定事業所ではなく、厚労省のマニュアルにて保健所の指導の下、自社で行うこと 0.5%次亜塩素酸ナトリウム
- 事象7 陽性が確定した後の事業所停止期間について保健所の指導は無く各事業者(別添②)の判断である
(感染拡大防止の観点から初動での積極的な情報発信を各務原市、協議会に対して発信してほしい、支援します)
- 事象8 陽性の出た事業所の利用者で濃厚接触者と認められない人(別添③)の他事業所の利用の制限、保健所の指導はなく、各事業所で判断すること
- 事象9 濃厚接触者でない他の利用者(別添③)は、行動の制限はなく監視の対象にならないが、濃厚接触者が陽性になったとたん濃厚接触者に代わるおそれがあること
- 事象10 関係事業所への連絡義務はなく、行政も強要することはできない。(ただ今回は協議会として協議会規約目的第一条や地域の拡大防止の観点から連絡を入れてほしい)
(地域への影響などから速やかな文書発信、HP更新を。市や県などからは積極的なアドバイスはもらえる)
- 事象11 濃厚接触者の担当ケアマネ(別添⑤)には事業所からの連絡はされることは多い。その先のサービスの担当ケアマネには連絡が入りにくいこと(別添⑥)
- 事象12 発生直後は連絡が他方面から入り、また連絡を他方面にしなきゃならないので、回線が不足し連絡が繋がらない状況があったこと

②発生前にやるべきこと

- | | |
|------------|--|
| 発生時の担当者の任命 | 家族(利用者家族相談室を立ち上げる準備を推奨) |
| 課題 事象11 | 行政、保健所の担当窓口 |
| 責任 各事業所責任者 | 社員とその家族
発生時は情報が錯綜し、かなり混乱は想定されます。事前に担当を決めておくことを推奨します
また担当者間を、固定電話以外で繋がれる仕組みを事前に作っておくと良いと思います。 |
| 連絡先の確保 | 発生時は、家族に連絡するだけでもかなりの数。発信と受信の連絡先を公表できる用意が周囲のために必要。 |
| 課題 事象12 | 家族とはメールやSNS、Lineなどで事前に繋がっておくと有事の際に混乱が減らせます。 |
| 責任 各事業所責任者 | 今回のケースでは1回線しかない店舗固定電話が3日間鳴りやまなかったそうです
担当者携帯や代表者携帯などを発生後に行政からの受話用に使うなど事前に決めておくことを推奨します。 |
| 利用者のトリアージ | ケアマネ主体で、各事業所ごと担当利用者を振返りたい |
| 課題 事象5.7.8 | 濃厚接触者(別添①)になってしまったことを想定して、その利用者が2週間、自宅待機の状況が想定できるか、 |
| 責任 担当ケアマネ | 2週間の自宅待機が困難な場合の想定を、周囲の事業所と事前に相談しておく |

自粛の範囲の想定、契約書の確認
課題 事象5.7.8
責任 各事業所責任者

濃厚接触者（別添①）、他の曜日の利用者（別添③）、その先の利用者（別添④）の対応方針を事前に決めておくこと
感染拡大防止の目的などで、利用者のサービス休止があることを事前に契約書にうたってあるか
濃厚接触者が出たときの事業所の対応を事前に決め、家族に話しておく必要があります（家族に理解協力を求める）

職員の体調管理表の継続
課題 事象 5
責任 各事業所責任者

感染があった場合には、その二日前まで症状の確認さかのぼりがあります。
いつから症状変化があったかを土日も含めて記録しておくことは感染日を特定するのに必要な資料です。
発熱だけではダメで、参考様式にあるような体調管理の項目を追加しておく必要あり（今回は発熱無し、味覚消失のみ）

③発生後に協議会会員さんがやるべきこと
事実関係の連絡発信

事実関係文書の発出（何回かに分けて速やかに、発生当日を推奨）
地域の他の事業所で誤った情報伝達が行らないように速やかな文書を数回に分けて発出してもらうこと
発生当日、陽性者のPCR検査結果、2週間の経過観察後の結果など段階ごとに分けて発出してほしい

課題 事象2.10.11
責任 発生事業所

情報共有先
各務原市介護保険課施設指導係 義務 陽性前の疑い時点でも積極的に報告、相談
当協議会 任意 事実関係をまとめた文書をEメール
当協議会も「明日は我が身」の立場もあり、速やかな情報共有を協力します。
事実をきちんと伝えるため、各事業所さんの方で、HPへの掲載、発出文書の作成をお願いします。
また各務原市介護保険課施設指導課は、その発出文書の内容も一緒に相談、検討してもらえます。ぜひ活用を。

事実関係の共有
課題 事象11
責任 関係事業所
担当ケアマネ

感染防止の観点から、濃厚接触者（別添①）、濃厚接触者ではない他の利用者（別添③）とその家族の同意を得ながら他のサービス利用（別添②）への情報共有、その先の担当ケアマネB郡（別添⑥）にまで情報共有が速やかに図れるよう協議会への連絡調整、お互いに関係事業所への情報共有を、積極的に推進してください。